

# 告示

## 埼玉県告示第三百四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年五月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
ふるさと納税サイト「楽天ふるさと納税」を利用して納付される寄附金の収納事務	東京都世田谷区玉川一丁目十四番一号 楽天グループ株式会社 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和八年四月一日

三 委託をした日

令和八年四月一日